

第4章 地域生活移行についての数値目標の設定と対応

福祉施設入所者の地域生活への移行や福祉施設からの一般就労への移行など、障害のある人たちの自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくためには、個別具体的な数値目標の設定とその達成状況の把握を適切に行う必要があります。

本計画では、旧体系の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標として、具体的な数値目標を次のとおり設定します。

なお、国の改正基本指針では、第1期計画で示した数値目標設定の考え方は、基本的には、第2期計画においても変更しないこととしています。

本計画においても、第1期計画で掲げた平成23年度の目標の達成に向けた取組を進めていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人たちがそれぞれのニーズに合わせ地域において自立した生活をするため、積極的に入所施設から地域生活への移行を進めていきます。

なお、ここでいう地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指します。

また、その対象となる施設は、長期の入所が常態化している旧体系の身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、新体系の障害者支援施設(訓練入所を除く。)とします。

(1) 現状 第1期計画の評価・課題

平成18年度及び平成19年度に地域生活へ移行した人は、それぞれ32施設91人、30施設84人であり、平成17年度の26施設74人と比べるとやや増加傾向にあるものの、平成23年度の目標値640人を達成するために必要な毎年の移行ペースをやや下回る状況となっています。

施設における地域生活移行への意識も少しずつ浸透し、障害のある人が地域で暮らせるための支援体制も徐々に整備されてきておりますが、目標達成に向けては、施設から地域生活へ移行した人たちが、地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害のある人たちの生活を支援するシステムづくりの充実・強化が不可欠です。

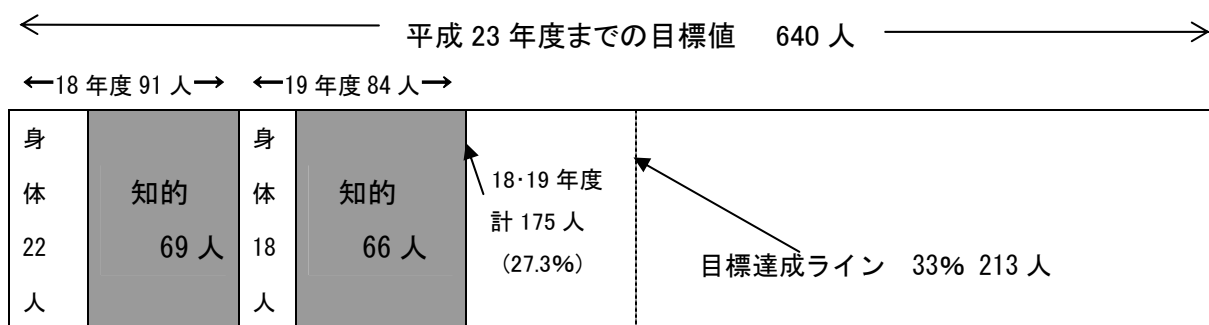
【本県の地域生活への移行状況】

区 分	施 設 数	施 設 利 用 者 数	地域生活移行施設及び地域生活移行者数			
			平成 18 年度		平成 19 年度	
身体障害者療護施設	19 施設	1,198 人	10 施設	14 人	2 施設	2 人
身体障害者授産施設	5 施設	291 人	3 施設	8 人	4 施設	15 人
知的障害者更生施設(入所)	43 施設	2,695 人	18 施設	60 人	21 施設	56 人
知的障害者授産施設(入所)	1 施設	46 人	1 施設	9 人	1 施設	8 人
障害者支援施設	3 施設	177 人	--	--	2 施設	3 人
合 計	71 施設	4,407 人	32 施設	91 人	30 施設	84 人

※1 施設数及び施設利用者数は平成 19 年 4 月 1 日現在

※2 19 年度の障害者支援施設の地域生活移行者数は、知的入所更生 2 名、身障療護 1 名

【平成 23 年度目標値に対する達成状況】



【平成 18・19 年度地域生活移行者 175 人の移行先の状況】

グループホーム・ケアホーム 110 人	自宅(出身世帯・親戚等) 54 人	福祉ホーム・ 7パー等 11 人
---------------------	-------------------	---------------------

(2) 目標値の設定

平成 23 年度末における地域生活移行者数及び施設入所者数に関する具体的な数値目標を次のとおり設定し、地域生活を希望する施設入所者の計画的な移行を進めていきます。

国の基本指針では、第 1 期計画作成時点(平成 17 年 10 月 1 日現在。以下「第 1 期計画時点」という。)の施設入所者数の 1 割以上が平成 23 年度末の段階で地域生活へ移行するものとし、平成 23 年度末時点での施設入所者数を第 1 期計画時点の施設入所者数から 7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとしています。

本県における地域生活移行者数の目標値については、第1期計画では、これまでの地域生活移行の実績などを踏まえ、15%とし、施設入所者数の削減目標数値は7%としましたが、第1期計画は中間段階の位置づけであることから、第2期計画においてもこの目標値を踏襲します。

項目		身体障害者施設	知的障害者施設	合計
平成17年10月1日現在の施設入所者数(A)		1,497人	2,888人	4,385人
目標値	平成23年度末における施設入所者数(B)	1,350人	2,730人	4,080人
	削減数(A-B)	147人 (9.8%)	158人 (5.5%)	305人 (7.0%)
	地域生活移行者数	180人 (12.0%)	460人 (15.9%)	640人 (15.0%)

(3) 目標達成に向けて

地域生活への移行を進めるに当たっては、地域へ送り出す施設の取組と受け入れる地域の取組の両面から支援策を講じていく必要があります。

これらの取組を充実させていくことは、施設入所者の地域生活への移行に資するのみでなく、地域で暮らす障害のある人も利用することによって、より自立した生活を送ることに資することにもなります。

○ 施設における生活訓練の実施及び地域生活移行にかかるコーディネート機能の充実

地域で自立した日常生活や社会生活が送れるよう、個々の入所者に対応した、コミュニケーション、日常生活、健康管理、金銭管理など地域生活を想定した生活訓練が各施設で行われるよう促していきます。

また、地域生活移行の取組を支援するため、退所後の住まいの場の確保、就労先の確保、日中活動の場の確保などの支援や連絡調整など地域生活移行に向けたコーディネート機能の充実を図っていきます。

○ 地域生活体験事業の実施

施設に入所している人たちが地域生活へ移行するに当たっては、実際に地域での生活体験を通して、地域生活に必要なノウハウを身につけるとともに、自信を深めることが必要です

そのため、障害者が共同生活援助（グループホーム）や福祉ホームなどを利用して一定期間地域生活を体験する事業の費用について助成します。

○ 住まいの場の確保

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進す

るため、社会福祉法人やNPO法人等に対し、事業開始に当たっての改修費・初度備品費、住宅等の借上げに伴う敷金・礼金等について助成するとともに、運営費用に対する助成をします。

また、社会福祉法人及び医療法人が共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）を創設する場合は、建設に係る経費についても助成制度を設けています。

なお、公営住宅等の活用を推進していくとともに、身体障害者向け福祉ホームの運営についても、引き続き支援していきます。

さらに、一般住宅へ入居する人への支援として、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）やあんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

○ 日中活動の場の確保

旧体系で運営されている施設や小規模作業所の新体系サービスへの移行、NPO法人などの多様な事業主体の新規参入など、事業者の新体系への移行や参入を促し、生活介護や就労継続支援などの日中活動の場の確保に努めていきます。

確保に当たっては、新体系におけるサービス基盤の整備を進めるため、既存施設等が新体系に移行する場合に必要となる施設の改修、増築の経費に対し助成します。

また、小規模作業所、デイサービス事業者等に、移行のための体制づくりや事業内容の充実などについて助言するコンサルタントを派遣し、新体系への移行を支援します。

○ 地域における理解の促進

地域で暮らす障害のある人に対する地域住民の理解を促進するため、NPOとの協働によるシンポジウムやタウンミーティングの開催などの啓発活動を実施します。

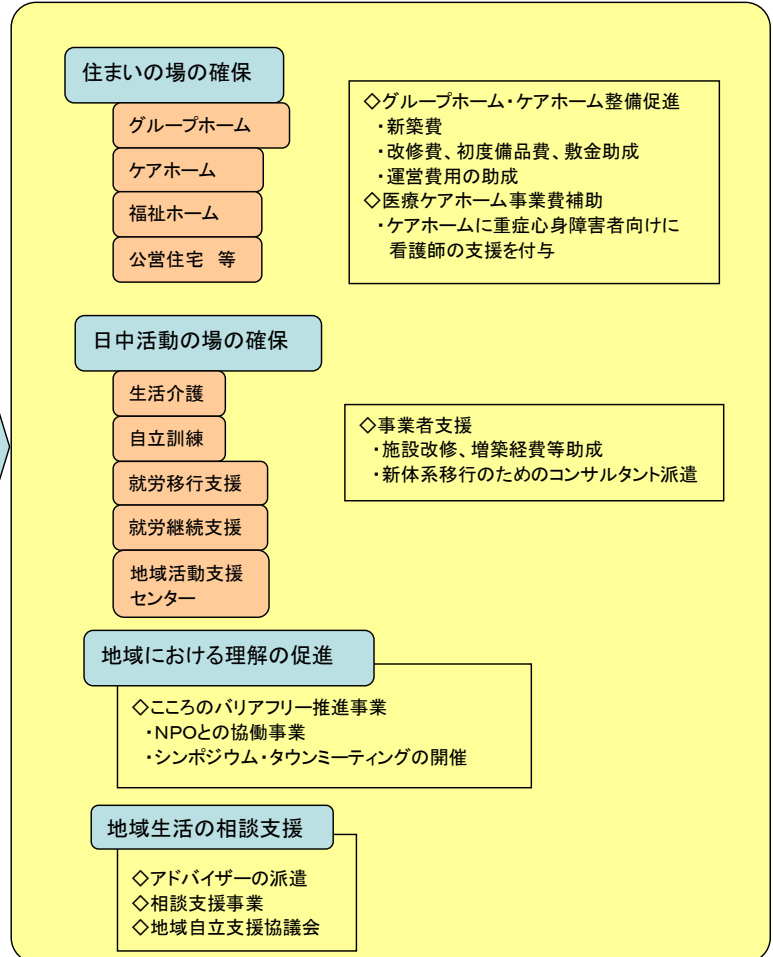
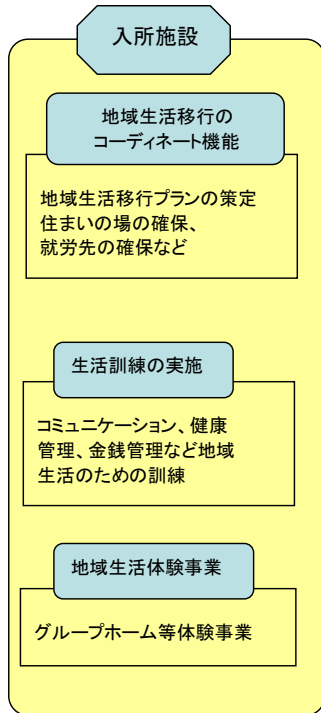
○ 地域生活の相談支援

市町村では、一般的な相談支援事業の実施に加え、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等からなる地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めています。

県ではこうしたシステムづくりが円滑に行われるよう、各圏域に相談支援に関するアドバイザーを設置し、地域では対応困難な事例に係る助言や相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うなど相談支援体制の整備を進めていきます。

また、地域で生活している障害当事者が自らの経験をもとに支援するピアカウンセリングや自立生活プログラム等を実施するピアサポートグループ（自立生活センター）の設立支援について、引き続き研究していきます。

地域生活移行に向けた取り組み



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国は、平成 16 年 9 月に精神保健医療福祉改革ビジョンを示し、平成 24 年度までに、全国の精神科病院入院患者数 320,900 人のうち、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）約 6.9 万人が退院することを目指しています。

本県においても、社会的入院を余儀なくされている精神障害者の退院促進を積極的に進めていきます。

(1) 現状 第 1 期計画の評価と課題

本県の精神科病院の入院患者で、平成 17 年 6 月末現在、10 年以上の長期にわたって入院している患者は、全体の約 30%を占めています。

また、県内の精神科病院に実態調査をしたところ、平成 18 年 6 月末現在、1,000 人の方が、退院可能精神障害者であることが分かりました。

この背景には、本人が退院を希望しても地域や家族の都合で受入れが極めて困難であったり、施設利用の希望があっても施設に空きがないなどにより入所できなかつたりと、地域における受入れ体制が十分に整っていない状況があります。

そのため、県においては、平成 19 年度から実施している精神障害者退院促進支援事業（平成 20 年度からは精神障害者地域移行支援特別対策事業に名称変更）を始め、退院支援に関する専門家の養成研修や関係者の理解促進のための研修の実施、心のバリアフリー推進事業、こころの健康フェスティバルによる啓発活動等により、精神障害者の地域移行の促進を図ってきました。

また、各精神科病院における社会復帰に向けた取組も進み、平成 20 年 3 月の調査結果では、平成 19 年度中に精神科病院から退院し、地域生活に移行した社会的入院患者数は、280 人になっています。

今後、より一層こうした人たちの退院促進を図るためには、退院後の総合的な地域生活支援のための取組が不可欠です。

【入院患者の動向（各年 6 月末現在）】

区 分	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
入院患者数（人）	12,955	12,753	12,660	12,421	12,265

※厚生労働省精神科病院調査（愛知県分）及び病院月報

【入院期間の状況（平成17年6月末現在）】

区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
入院患者数（人）	6,968	1,951	1,906	1,835	12,660
割合（%）	55.0	15.4	15.1	14.5	100.0

※ 厚生労働省精神科病院調査（愛知県分）

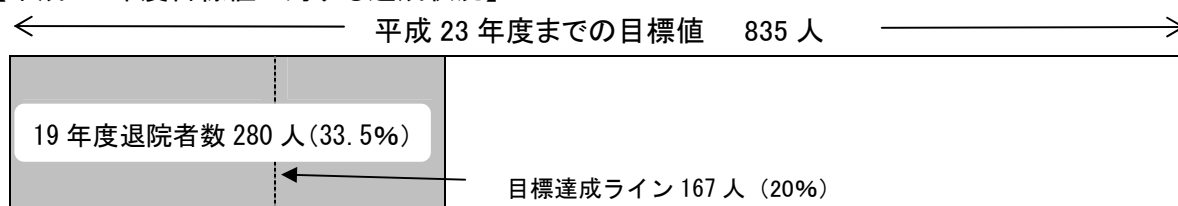
<平成19年度移行者の退院先の状況>

退院後の住 まいの場		人 数	割 合	退院後の住 まいの場	人 数	割 合
家 庭	（同居）	101人	36.1%	老人関係施設	82人	29.3%
	（単身）	43人	15.3%			
アパート		9人	3.2%	知的障害者施設	3人	1.1%
グループホーム・ ケアホーム		18人	6.4%	その他・不明	9人	3.2%
生活訓練施設・ 福祉ホーム		15人	5.4%	計	280人	100.0%

※1 県内の精神科病院に1年以上入院していた患者で、平成19年4月1日から20年3月末までの1年間に退院した者について、精神科病院を対象に調査を実施。

※2 退院した患者1,043人のうち、家族の受入困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により入院していたものは363人で、そのうち、死亡、他の病院へ転院した83人を除く280人が地域生活に移行

【平成23年度目標値に対する達成状況】



(2) 目標値の設定

国の基本指針を踏まえ、第1期計画では、平成24年度末までに全ての社会的入院を余儀なくされている精神障害者の退院を目指し、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について、次のとおり平成23年度末までの目標値を定めました。

第2期計画においても、この目標値を踏襲し、取組を進めていきます。

退院可能精神障害者数		1,000 人
目 標 値	平成 23 年度末までの退院者数	835 人

※平成 18 年 6 月 30 日現在、1 年以上入院中の退院可能精神障害者数
 について、精神科病院に対し調査を実施（県内 51 の精神科病院対象）

(3) 目標達成に向けて

○ 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施

退院可能な精神障害者の個別支援に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業者に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図り、退院及び地域定着に向けて主に次の支援を行います。

- ・精神科病院内の利用対象者に対する退院促進を図るための啓発活動
- ・退院に向けた個別支援計画の作成
- ・院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・退院後の生活に係る関係機関との連絡調整

また、精神障害者の地域移行に関する人材育成や関係者の理解促進のための研修を実施し、地域における支援体制の強化を図ります。

【「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による23年度までの退院者数目標値】

	21年度	22年度	23年度
退院者数(目標値)	24人	27人	33人

(必要となる各年度の指定障害福祉サービス・指定相談支援)

サービス見込量	21年度		22年度		23年度	
	時間	人	時間	人	時間	人
1) 訪問系サービス	88	4	198	9	330	15
2) 日中活動系サービス						
自立訓練(生活訓練)	132	6	286	13	462	21
就労移行支援	22	1	66	3	110	5
就労継続支援(A型)	22	1	44	2	66	3
就労継続支援(B型)	114	6	247	13	399	21
短期入所	7	1	21	3	35	5
3) 居住系サービス						
共同生活援助及び共同生活介護	12		26		42	
4) 相談支援						
サービス利用計画作成費	2		3		3	

○ 地域における理解の促進

地域における精神障害についての理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。

精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害者との交流等を通じて正しい理解を深めるために、市町村や関係団体とともに、引き続き、こころの健康フェスティバルを開催していきます。

また、NPOと協働し、地域住民とのタウンミーティングや精神障害者に対する偏見をなくすための「心のバリアフリー推進事業」を実施し、理解の促進に努めます。

○ 地域生活の基盤づくり

平成18年6月に県内精神科病院に対して行った調査において、退院可能精神障害者が地域生活をする上で必要な福祉サービスとされたのは、次表のとおりでした。地域へ移行後の生活を支えていくためには、住まいの場、活動の場、生活支援のためのサービスをそれぞれ計画的に整備していく必要があります。

- ・ 住まいの場の確保では、家庭、アパート、グループホーム等移行先との調整が必要となります。

精神障害者地域移行支援特別対策事業や市町村が実施する相談支援事業を通して、家族、精神科病院、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等と連携・調

整を図り、退院の促進、住まいの場の確保を図ります。

- ・ 地域において共同生活するための共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の設置を促進するため、事業開始に当たっての改修費・初度備品費等について助成するとともに、運営費用に対する助成をします。

また、社会福祉法人及び医療法人が共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）を創設する場合は、建設に係る経費についても助成制度を設けています。

さらに、一般住宅へ入居する人への支援として、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）やあんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

- ・ 活動の場として、創作的活動・生産活動や交流活動の機会を提供する地域活動支援センターの確保を図るため、地域のニーズに応じた整備や現在の精神障害者小規模作業所からの移行を推進していきます。

また、三障害一元化の趣旨を踏まえ、障害福祉サービス事業者に対し、精神障害者の受入れを働きかけていきます。

【退院可能精神障害者の必要な福祉サービス】

住まいの場		活動の場		生活支援	
家庭、アパート	(23%)	憩いの場	(41%)	ホームヘルプサービス	(24%)
グループホーム・ケアホーム	(24%)	自立訓練等	(22%)	食事サービス	(14%)
特養等老人関係施設	(23%)	就労支援等	(21%)	金銭管理	(13%)
福祉ホーム	(10%)	一般就労	(3%)	ショートステイ	(5%)

※平成18年6月愛知県入院患者調査

3 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人たちの一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成18年4月には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、障害のある人たちへの就労支援策の拡充が図られました。

また、国の障害者基本計画の重点施策実施5か年計画及び地方自治法施行令の改正により、授産施設などの受注を増やすための措置も講じられています。

本県では、就労移行支援事業等の実施や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人たちの工賃水準を改善し、地域で自立した生活が送れるよう愛知県工賃倍増5か年計画

を平成 20 年 3 月に策定するなど、福祉施設利用者の就労意欲の向上に取り組んでいきます。

◆ 福祉施設利用者とは、次の施設・事業の利用者を指します。

旧 体 系 施 設	身体障害者施設	更生施設、療護施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
	知的障害者施設	更生施設（入所・通所）、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
	精神障害者施設	生活訓練施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
新体系サービス		生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）の各事業

※「一般就労に移行した者」とは、一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援（A 型）、福祉工場の利用者になった者を除く

(1) 現状 第 1 期計画の評価・課題

本県における、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 18 年度 126 人、平成 19 年度 169 人と着実に増えています。

特別支援学校高等部卒業生の進路動向を見ると、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっています。

一方、受入れ側となる民間企業の状況に目を向けると、平成 20 年度の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.53%と 41.7%で、ともに全国平均を下回っていますが、前年度比では、それぞれ、0.05 ポイント、0.7 ポイント改善されています。

しかしながら、平成 20 年秋以降の深刻な経済・雇用状況の落ち込みが、障害のある人の雇用状況にも影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、一層、福祉・労働・教育等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害のある人やその家族等に対し、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図りながら、障害のある人たちの一般就労を進めていく必要があります。

【福祉施設からの一般就労移行者の状況について（平成19年度）】

<身体障害者施設> 9施設 33人（平成18年度 47人）

	入所更生施設	入所授産施設	通所授産施設	福祉工場	小規模通所授産施設
施設数	1	1	5	1	1
就労者数	20人	1人	6人	5人	1人

<知的障害者施設> 28施設 50人（平成18年度 43人）

	入所更生施設	通所更生施設	入所授産施設	通所授産施設
施設数	5	1	1	21
就労者数	8人	1人	2人	39人

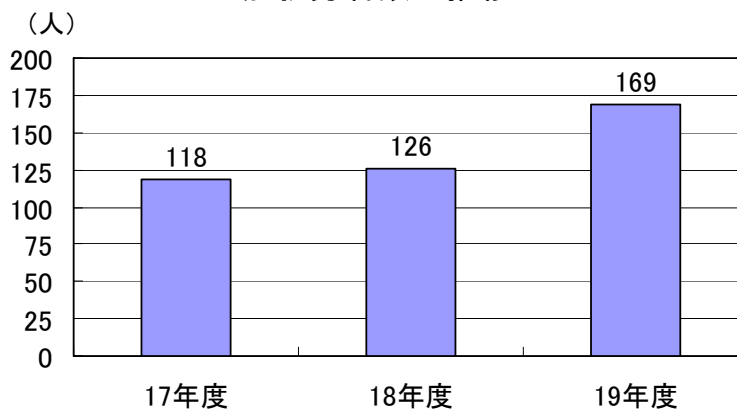
<精神障害者施設> 16施設 38人（平成18年度 29人）

	生活訓練施設	通所授産施設	小規模通所授産施設
施設数	5	7	4
就労者数	7人	26人	5人

<新体系施設> 24施設 48人（平成18年度 7人）

		就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	生活介護
施設数		13	1	9	1
就労者数		30人	1人	16人	1人
障害種別	身体	7人	0人	0人	0人
	知的	16人	1人	6人	0人
	精神	7人	0人	10人	1人

一般就労者数の推移



【特別支援学校高等部卒業生の状況（平成19年5月1日現在）】

区 分	愛 知 県	全 国
福祉施設等の利用割合（%）	44.2	57.8
就 職 割 合（%）	41.6	23.1

【民間企業における障害者の実雇用率（平成20年6月1日現在）】

区 分	愛 知 県	全 国
実 雇 用 率（%）	1.53	1.59
法定雇用率達成企業（%）	41.7	44.9

(2) 目標値の設定

国の基本指針では、平成23年度において、福祉施設から一般就労への移行者数を、第1期計画時点の4倍以上とすることが望ましいとしています。

第1期計画では、平成17年度の本県における福祉施設から一般就労への移行状況は、全国平均とほぼ同水準にあったことから、国の基本指針同様、平成17年度実績の4倍に相当する480人を平成23年度における年間一般就労移行者数の目標値としました。

第2期計画においても、この目標値の達成に向けて一般就労への移行を推進します。

また、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難で就労継続支援事業所等で働く方等の就労意欲の向上のため、平成20年3月に策定した愛知県工賃倍増5か年計画により、工賃の改善に取り組んでいます。

平成17年度一般就労移行者数	118人
目 標 値	平成23年度における 年間一般就労移行者数 480人 (17年度実績比4倍)

(3) 目標達成に向けて

○ 関係機関の連携強化

愛知労働局や愛知障害者職業センターなど労働関係機関との連携を強化し、地域における関係機関のネットワーク化を進めていきます。

○ 就労移行支援事業者の確保

旧体系施設や小規模作業所からの新体系サービスへの移行を積極的に推進し、

事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業所の育成と確保を図ります。

また、障害のある人が職場に適応できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者働きかけていきます。

○ 福祉施設等の職員の理解向上

福祉施設等就労支援セミナーの機会などを活用し、福祉施設等の職員の一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する知識、ノウハウを高め、就職を希望する福祉施設利用者に対する就労支援を効果的に行えるようにしていきます。

○ 障害のある人及び家族が抱く一般就労に対する不安の解消

長期間福祉施設を利用してきた障害のある人たちやその家族にとって、一般就労への移行は、受け入れてくれる企業等はあるのか、どんな仕事があるのか、果たして仕事が勤まるのかなど、大きな不安を伴うものです。

そうした不安を取り除き、一般就労への移行に対する安心感を醸成するよう、理解の促進に努めていきます。

○ 一般就労に向けた施設の取組に対する支援

通所施設における一般就労に向けた取組を強化するため、授産指導や職場探し、職場定着支援などの取組を促進していきます。

○ 職業能力開発支援

県の障害者職業能力開発施設において障害者のニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めるとともに、企業、社会福祉法人、NPO法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図っていきます。

また、障害のある人の職場実習を受け入れるため、企業内の設備の更新等を実施した場合の費用を助成し、職場実習受入先の確保を図っていきます。

○ 企業等に対する働きかけ・支援

障害者雇用に対する事業主の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催などを行うとともに、一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施していきます。

また、在宅のまま仕事ができる情報通信技術を活用した障害者テレワークの普及を図ります。

○ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保に努めていきます。

また、「愛知県工賃倍増5か年計画」の推進、官公需の優先発注の促進等により、利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上を図るとともに、技術習得を高めるなどの一般就労へつながる取組みも推進していきます。

【福祉施設の平均月額工賃の状況（平成19年度）】 平均工賃額：14,747円

区分	就労継続支援事業（B型）	身体障害者授産施設	知的障害者授産施設	精神障害者授産施設
平均（円）	20,640	32,357	11,936	13,227
最高（円）	78,508	114,549	50,471	34,146
最低（円）	2,000	3,984	1,597	1,439

※平成20年5月に行った平成19年度工賃月額調査で回答のあった172施設の状況

愛知県工賃倍増5か年計画（概要）

一般就労まで至らない就労継続支援事業所や授産施設などで働く人の工賃水準の引上げを図り、平成23年度の平均工賃額を現在（18年度）の14,447円から3万円とすることを目標とする。

【対象事業所】

就労継続支援B型、障害者自立支援法移行前の授産施設（小規模通所授産施設を含む）

【工賃倍増のための具体的方策】

- ・ 民間的な経営手法の導入、事業の共同化や分業化による効率的な運営等
- ・ 授産活動に対するPR
- ・ 官公需の優先発注の促進
- ・ 施設と地元自治体、地域の企業・経済団体等のネットワーク化 等

【授産の主な種目】

自主製品	縫製品、陶芸品、菓子類、農作物、名刺・はがき等作成（牛乳パック等）、EMボカシ（肥料）、クリーニング、印刷、喫茶 等
受注製品	自動車部品等の組立て、製品の仕上げ（バリ取り）、箱の組立て、箱詰め、袋詰め、ラベル貼り 等 (民間企業以外に市町村リサイクル事業の下請を行う施設もある。)

○ **小規模作業所の活用**

小規模作業所は、法定施設が十分でない中で、障害のある人の日中活動を支える場としての役割を果たしてきました。

障害者自立支援法では、小規模な事業所を一定の条件のもとで法定事業に位置づけることが可能となったことから、新体系サービスへ移行した事業所も現れてきましたが、利用者が少ないなどにより新体系サービスへの移行が困難な小規模作業所が複数の作業所と統合して法人化するなど、一般就労を支援する場、働く場として、新体系サービスへの移行を進めていきます。

【小規模作業所の設置状況（平成20年4月1日現在）】

	全体	うち精神障害者小規模作業所
施設数	124	59

※県、名古屋市、中核市が補助している施設のみ

【新体系への移行状況】

年度	移行作業所数
18	12
19	33

○ 労働関係機関の就労支援策の活用

福祉施設から一般就労への移行を促進していくためには、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所を始め、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの支援を受け、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の雇用施策を積極的に活用していく必要があります。

県では、関係機関と連携し、平成23年度における障害者雇用に関する数値目標を次のとおり設定し、福祉施設から一般就労への計画的かつ着実な移行を進めていきます。

平成23年度の目標	目標値	平成19年度利用状況	
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数 （福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が公共職業安定所を経由する）	480件	69件	40.8%
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 （福祉施設から一般就労へ移行する者のうち3割が受講する）	144人	3人	1.8%
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数 （福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が利用する）	240人	24人	14.2%
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数 （福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が利用する）	240人	27人	16.0%
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 （福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける）	480人	23人	13.6%
障害者就業・生活支援センターの設置か所数 （障害保健福祉圏域に1か所を目途に設置する）	11か所		

※1 目標数値は、国の基本指針等を準用

※2 利用状況の割合は、19年度一般就労移行者数169人に対する利用割合（%）

【平成 19 年度の施設区分別就労支援策利用状況】

施設区分	身体障害者施設		知的障害者施設		精神障害者施設		新体系施設	
	19 年度一般就労移行者数	33 人		50 人		38 人		48 人
公共職業安定所経由	12 件	36.4%	29 件	58.0%	4 件	10.5%	24 件	50.0%
委託訓練事業受講者数	0 人	0%	0 人	0%	0 人	0%	3 人	6.3%
トライアル雇用の開始者数	0 人	0%	14 人	28.0%	0 人	0%	10 人	20.8%
ジョブコーチによる支援者数	5 人	15.2%	17 人	34.0%	0 人	0%	5 人	10.4%
センター事業の支援対象者数	0 人	0%	14 人	28.0%	2 人	5.3%	7 人	14.6%

〈参考数値〉

委託訓練事業、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）の利用状況（福祉施設利用者を含む県全体の数値）

【委託訓練事業の受講者数】

区分	18 年度	19 年度
委託訓練事業の受講者数（人）	258	354

※ 平成 16 年度から実施

【障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数】

区分	18 年度	19 年度
障害者試行雇用事業開始者数（人）	208	231

【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数】

区分	18 年度	19 年度
職業適応援助者支援対象者数（人）	175	162

福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援

